

## 広報ほくと広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この告示は、北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年北杜市告示第57号。以下「要綱」という。)に基づき、広報ほくとへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この告示において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、裏表紙(カラー刷り)の最下段及び1色刷りページの最下段とする。

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格は、1枠につき縦50mm、横90mmを基準とする。

2 広告のデザイン及び内容は、広報ほくととのデザインと調和がとれたものとし、市と広告主との間で協議のうえ決定する。

### (広告の募集枠等)

第5条 募集する広告の枠数は、毎月5日発行の広報ほくと1号につき最大4枠までとし、第3条に規定する掲載位置ごとにそれぞれ2枠とする。

2 広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、単年度につき1回かつ1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠及び複数回の利用を認めることができる。

### (広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、裏表紙(カラー刷り)にあっては1枠当たり月額20,000円とし、1色刷りページにあっては1枠当たり月額10,000円とする。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1回の掲載の申込みについて3月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (掲載の申込期限)

第8条 広告掲載の申込期限は、広報ほくととの発行日の40日前までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。